

連携と協力



消防庁 国民保護・防災部長 **小笠原 倫明**

読者の皆様もご承知の通り、今、近隣の北東アジア情勢は、我が国安全保障に対する脅威の増加が憂慮される状況となっています。また、本年7月に閣議了解された、いわゆる骨太方針2006においては、「我が国は地震等の自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を有し」、「国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。」との認識の下に、様々な災害対策、テロ対策等への取組みが示されています。

さらに、最近の学界や民間においても、9月に日本自治体危機管理学会が設立され、10月には、東京に於いて、危機管理産業展が、昨年の初回を大幅に上回る企業の出展を得て開催される等、安心・安全に対する国民の関心の一層の高まりに応えようとする活動が見られます。

顧みれば、平成7年1月の阪神・淡路大震災、同年3月の地下鉄サリン事件の発生を大きな契機として、災害対策基本法、消防組織法の改正等を含め、緊急事態における即応体制の整備が累次図られてきました。緊急消防援助隊は、一昨年の新潟県中越地震等の大規模な自然災害等で大きな貢献を果たしています。また、いわゆる米国同時多発テロの発生後の国際情勢の変化等をも経て、国民保護法の制定により、消防はさらに大きな役割を担う事となりました。

私達は、ここで改めて思いを新たにし、国民の期待に一層応えていくよう努めなければなりません。「大地動乱の時代」などと言われる大規模な自然災害にしろ、テロや武力攻撃にしろ、何れもあって欲しくない事、あってはならない事ですが、正にこうした事に備えるのが、我々消防に携わる者の使命であります。

特に、平時の消防の対応力を超える大規模な災害等にあっては、異なる組織の間の連携と協力が不可欠です。即ち、常備消防と消防団とが、自主防災組織や民間事業所等と地域一体となって取り組み、また、警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関等と密接に連携し、更にはブロック内・全国からの応援といった、平時の活動・組織の枠を越えた、幅広い連携を求める視点が大切です。

そして、こうした連携と協力が、緊急時において現実に機能するためには、平時の訓練を通じて、お互いが「顔の見える」関係を築く事が極めて重要です。私自身も、今秋、いくつかの訓練に参加させていただきましたが、各地の皆様が日頃の研鑽と活動の成果を発揮され、「顔の見える」連携と協力に取り組まれている姿を拝見し、心から敬意を表した次第です。

消防庁としても、現在、市町村消防の広域化はもとより、地域防災の要である消防団の充実強化、緊急消防援助隊の4,000隊規模への増強、特別高度救助隊等の整備、今年度中の市町村国民保護計画の策定等に取り組んでいるところであり、今後とも皆様方のご理解とご協力をお願い致します。

消防の動き



平成18年
12月号

No.429

- 消防法施行規則の一部を改正する省令について
- 「消防団協力事業所表示制度」表示マークの決定!!
- 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部改正等の概要
- 「高齢者等災害時要援護者に適した消防用機械器具等に関する調査検討会」の発足 等

FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



消防法施行規則の一部を改正する省令について

予防課

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成18年総務省令第116号。以下「改正省令」という。）が平成18年9月29日に公布されました。

今回の改正は、防火対象物定期点検報告（以下「点検報告」という。）について、消防機関の特例認定を受けた防火対象物において表示することができる防火優良認定証のデザインの見直しを行うとともに、防火対象物点検資格者講習の受講資格の一部拡大を行うものです。

また、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備及び屋外消火栓設備（以下「屋内消火栓設備等」という。）並びに連結散水設備及び連結送水管の配管及び管継手等の材質は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条第1項第6号等により定められており、日本工業規格（G3442、G3452、G3454等）に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製のものとすることとされていますが、これら鋼管等のほかに日本工業規格G3448（一般配管用ステンレス鋼管）及びG3459（配管用ステンレス鋼管）に適合するものは、強度、耐食性及び耐熱性について従来のものと同等以上であることが確認されました。

このような状況を踏まえ、防火優良認定証のデザイン及び防火対象物点検資格者の受講資格並びに屋内消火栓設備等、連結散水設備及び連結送水管の配管等の基準について一部改正を行うものです。

第1 改正事項

1. 点検報告に関する事項

(1) 防火優良認定証について、消防長又は消防署長の特例認定に基づく適合表示であることを国民にわかりやすく示すため、消防章を基調としたデザインに変更したこと（規則別表第1の2関係）。

なお、新旧の防火優良認定証は、別図のとおりとする。

(2) 防火対象物点検資格者講習の受講資格として、防火管理講習修了者で5年以上防火管理上必要とされる実務経験を有する者を新たに追加したこと（規則第4条の2の4第4項第3号の2関係）。

2. 屋内消火栓設備等、連結散水設備及び連結送水管に用いる配管等に関する事項

(1) 屋内消火栓設備等、連結散水設備及び連結送水管の配管に使用するものとして、次のものを加えたこと（規則第12条第1項第6号ニ（イ）及び第31条第5号ロ関係）。

ア 日本工業規格G3448（一般配管用ステンレス鋼管）

イ 日本工業規格G3459（配管用ステンレス鋼管）

(2) 屋内消火栓設備等及び連結送水管の管継手に使用するものとして次のものを加えたこと（規則第12条第1項第6号ホ及び第31条第5号ハ関係）。

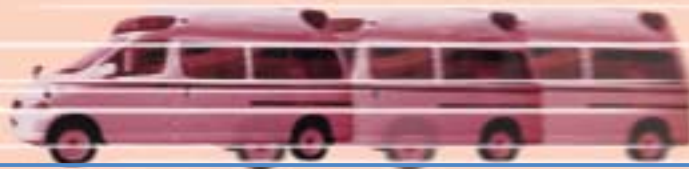
ア 日本工業規格B2302（ねじ込み式鋼管製管継手）

イ 日本工業規格B2308（ステンレス鋼製ねじ込み継手のうち材料に日本工業規格G3214（SUS F 304又はSUS F 316に限る。）又はG5121（SCS13又はSCS14に限る。）を用いるもの。）

ウ 日本工業規格B2313（配管用鋼板製突合せ溶接式管継手のうち日本工業規格G3468（配管用溶接大径ステンレス鋼管）を材料とするものを除く。）

エ 日本工業規格B2220、B2239、B2301、B2311、B2312又は（2）のアからウのいずれかと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものを加えたこと。

(3) 屋内消火栓設備等及び連結送水管のバルブ類の材質の規定に日本工業規格G5101、G5501、G5502、G5705（黒心可鍛鉄品に限る。）、H5120又はH5121と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものと



して消防庁長官が定める基準に適合するものを加えたこと（規則第12条第1項第6号ト（イ）及び第31条第5号ニ（イ）関係）。

(4) 屋内消火栓設備等及び連結送水管のバルブ類（開閉弁、止水弁、逆止弁）について日本工業規格B2011（青銅弁）、B2301（ねずみ鑄鉄弁）若しくはB2051（可鍛鑄鉄10Kねじ込み形弁）又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合することとしたこと（規則第12条第1項第6号ト（ロ）及び第31条第5号ニ（ロ）関係）。

(5) 連結散水設備の管継手及びバルブ類の材質の規定に日本工業規格G5101又はG5705（黒心可鍛鑄鉄品に限る。）と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものを加えたこと（規則第30条の3第3号イ関係）。

(6) 日本工業規格の改廃に伴い整合を図ったこと（規則第12条第1項第6号ホ（イ）、ト（イ）、第30条の3第3号イ及び第31条第5号ハ、ニ（イ）関係）。

(7) 連結送水管の設計送水圧力が1 MPaを超える場合に用いる配管に日本工業規格G3448とG3459（呼び厚さでスケジュール10以上のものに適合するものに限る。）を加えたこと（規則第31条第5号ロ関係）。

第2 施行期日等

(1) 施行期日

平成18年10月1日から施行すること。ただし、防火対象物点検資格者講習の受講資格に関する事項については、平成19年4月1日とすること。

(2) 経過措置

改正省令の施行の際、現に表示されている改正前の規則別表第1の2に定める様式による防火優良認定証は、消防法第8条の2の3第4項第1号の規定により認定の効力が失われる日（原則として当該認定を受けてから3年後）までの間、引き続き使用することができること。

(3) その他

ア 今回の改正に伴い必要となる配管の摩擦損失計算の基準（昭和51年消防庁告示第3号）の改正、並びに規則第12条第1項第6号ホ（イ）及び同号ト（イ）に基づく消防庁長官告示の制定については別途行う予定であること。

イ 改正事項の「2 屋内消火栓設備等、連結散水設備及び連結送水管に用いる配管等に関する事項」に係る具体的な運用については、別途通知する予定であること。

3. その他の規定の整備に関する事項

⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	
青みの黒	あざやかな黒	うすい赤みの黄	あざやかな赤	あざやかな緑	明るい緑	この表の青	系統色名
b-BK	ww-Y	pw-Y	vv-Y	vv-G	1-G	dp-pB	略号
	50YR80/140	100YR85/55	50G55/100	50G75/75	50G75/75	75PB30/75	色票基準値
			50YR80/140	50YR80/140	50YR80/140	50YR80/140	色票基準値

備考
一 様式の大きさは、日本工業規格A4とする。
二 数字の単位は、ミリメートルとする。
三 色彩は、地を白色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。

旧

①	
あざやかな黄	系統色名
ww-Y	略号
50YR80/140	色票基準値

備考
一 様式の大きさは、日本工業規格A4とする。
二 数字の単位は、ミリメートルとする。
三 色彩は、地を白色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。

新

(別図)



石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部改正等の概要

特殊災害室

■改正内容について

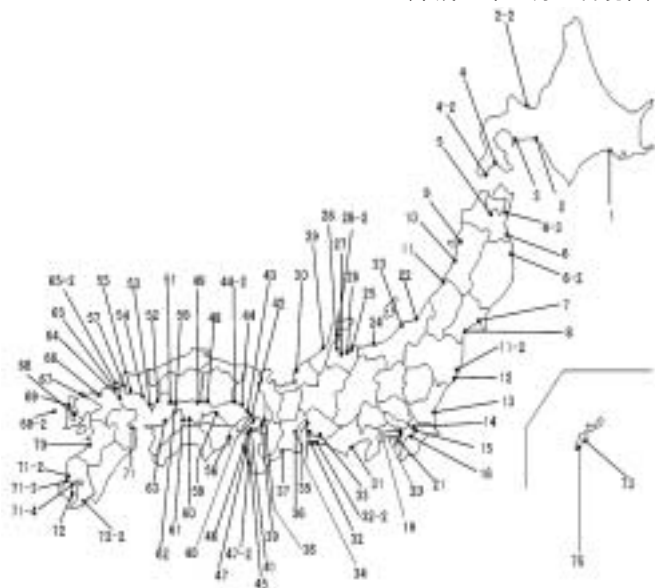
「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第353号）」及び「石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（平成18年総務省・経済産業省告示第3号）」が平成18年11月10日に公布され、同日付で施行されました。

今回の改正は、北海道石狩市内の事業所のタンク等の増設に伴い、区域内の石油の貯蔵・取扱量が10万キロリットルを超えることから、石油コンビナート等特別防災区域として、新たに「石狩地区」を指定しました。また、兵庫県尼崎市内の事業所の撤退・縮小等により、区域内の石油の貯蔵・取扱量、高圧ガス総処理量が減少したことなどから、「尼崎地区」について、石油コンビナート等特別防災区域の指定を解除しました。

あわせて、市町村合併等に伴う区域表示について、現況に合致するよう所要の改正を行いました。

特別防災区域の指定状況

（平成18年11月10日現在）



番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域
1	釧路	14	京葉臨海北部	32-2	田原	48	水島臨海	66	福岡
2	苫小牧	15	京葉臨海中部	33	蒲郡	49	福山・笠岡	67	唐津
2-2	石狩	16	京葉臨海南部	34	衣浦	50	江田島	68	福島
3	室蘭	19	京浜臨海	35	名古屋港臨海	51	能美	69	相浦
4	北斗	20	根岸臨海	36	四日市臨海	52	岩国・大竹	69-2	上五島
4-2	知内	21	久里浜	37	尾鷲	53	下松	70	八代
4-3	むつ小川原	22	新潟東港	38	大阪北港	54	周南	71	大分
5	青森	23	新潟西港	39	堺泉北臨海	55	宇部・小野田	71-2	川内
6	八戸	24	直江津	40	関西国際空港	57	六連島	71-3	串木野
6-2	久慈	25	富山	41	岬	58	阿南	71-4	鹿児島
7	塩釜	26	婦中	42	神戸	59	番の州	72	喜入
8	仙台	27	新湊	43	東播磨	60	新居浜	72-2	志布志
9	男鹿	28	伏木	44	姫路臨海	61	波方	73	平安座
10	秋田	28-2	七尾港三室	44-2	赤穂	62	菊間	75	小那覇
11	酒田	29	金沢港北	45	和歌山北部臨海北部	63	松山		
11-2	広野	30	福井臨海	46	和歌山北部臨海中部	64	豊前		
12	いわき	31	清水	47	和歌山北部臨海南部	65	北九州		
13	鹿島臨海	32	渥美	47-2	御坊	65-2	白島		



「高齢者等災害時要援護者に適した消防用機械器具等に関する調査検討会」の発足

予防課

高齢者等の災害時要援護者が火災の発生を早期に覚知するためには、音による警報に加え振動、光、文字情報等の様々な手段による情報伝達が有効とされています。そこで、消防研究センターにおいて、携帯電話あてに火災警報をメールで配信するソフトウェアが開発されました。本ソフトウェアを使用した警報システムを旅館・ホテル等の宿泊施設で利用する場合に必要な機能や運用時に考慮すべき事項等について調査検討を行います。

- (2) 本システムの試行運用による自衛消防訓練の実施について
- (3) 同様の警報システムの開発に備えた評価指針の作成について 等

○平成19年度

- (1) 自動火災報知設備等の警報設備との連動について
- (2) ソフトウェアの機能拡張について 等

1 調査検討事項

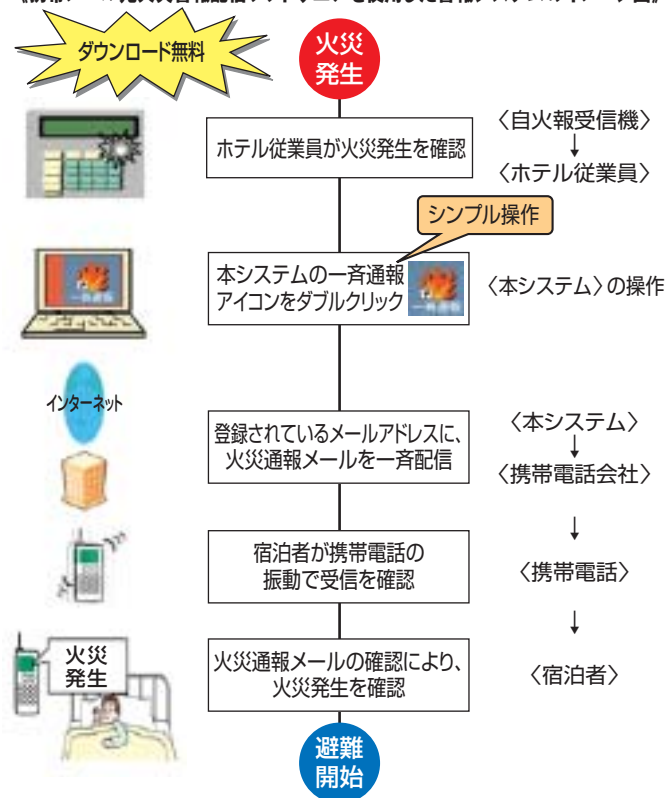
○平成18年度

- (1) 本システムに必要な機能や今後の発展性について
(アンケート調査を含む)

2 今後の予定

平成18年11月2日(木)に第1回を開催し、年度内は2～3回開催して報告書(中間)をとりまとめるとともに、本ソフトウェアを消防研究センターのホームページ(<http://www.fri.go.jp>)から無料配信する予定です。

《携帯メール宛火災警報配信ソフトウェアを使用した警報システムのイメージ図》



調査検討会構成委員

(五十音順、敬称略)

委員長		
野村 歡	国際医療福祉大学大学院教授	
委員		
梅原 直	総務省消防庁予防課長	
小林 茂昭	財団法人日本消防設備安全センター常務理事	
小林 輝幸	東京消防庁次長兼予防部長事務取扱	
杉浦 義雄	社団法人東京都老人クラブ連合会会長	
田村 裕之	総務省消防庁消防大学校消防研究センター 火災災害調査部火災原因調査室調整官	
中村 次長	全国旅館生活衛生同業組合連合会専務理事	
萩田 秋雄	筑波技術大学産業技術学部総合デザイン学科教授	
久松 三二	財団法人全日本聾唖連盟本部事務所長	
増永 久	さいたま市消防局警防部次長	
満野順一郎	社団法人日本ホテル協会事務局長	
山本 賢三	社団法人日本火災報知機工業会 システム企画委員会副委員長	
カ久 修一	日本消防検定協会試験部試験技術課長	



「平成18年度救助技術の高度化等検討委員会」の発足

参事官

1 概要

水中における救助活動は、水圧、水流、温度、視界等によって様々な物理的、生理的作用を受け、直接生命にかかる危険な環境条件の中での活動となります。

そのため、水難事故活動に際しては、その危険性を強く認識するとともに、バックアップする側からは水中での隊員の活動状況がわかりにくいこと等から、陸上隊員と水上(水中)隊員の連携体制を確立し、安全、確実かつ迅速な部隊活動を実施しなければなりません。

水難事故活動の基本的な活動要領については、平成10年度に取りまとめたところですが、今回、より安全、確実かつ迅速な救助活動が実施できるよう、水難事故活動要領についての検討委員会を発足しました。

10月31日に第1回検討委員会が開催され、蓼沼朗寿座長を中心に検討事項の確認と今後の方針について活発な議論が交わされました。

2 検討事項

水難事故活動要領について



第1回救助技術の高度化等検討委員会の模様

3 今後の予定

今年度内に検討会を2～3回開催して報告書を取りまとめる予定です。

平成18年度救助技術の高度化等検討委員会委員

座長

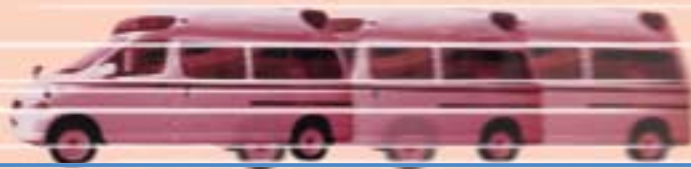
蓼沼 朗寿 財団法人地方公務員安全衛生推進協会
理事長

委員

野間 清隆 海上保安庁警備救難部救難課専門官
藤原 尚雄 NPO法人広域水難救助捜索機構理事長
安中 雅史 札幌市消防局警防部消防救助課長
田島 松一 東京消防庁警防部救助課長
川島 徹雄 名古屋市消防局消防部消防課長
山本 敏明 北九州市消防局警防部警防課長
塚田 桂祐 総務省消防庁国民保護・防災部参事官



蓼沼座長による挨拶



「広域的な林野火災の発生時における消防活動体制のあり方検討会」の発足

特殊災害室

1 目的

広域的な林野火災が発生した場合において、消防活動等を行う関係機関での情報共有・伝達及び連携のあり方、住民に対する広報・情報提供のあり方、また活動時における偵察・情報収集手段としての無人航空機（UAV）の利用可能性について検討を行い、林野火災発生時の消防体制の整備を図り、被害の低減に資することを目的として、「広域的な林野火災の発生時における消防活動体制のあり方検討会」が発足しました。

2 検討項目

（1）林野火災発生時における関係機関の連携のあり方

林野火災が発生し広域化（大規模化）した場合、関係機関が一体となった活動を行うための情報収集・伝達、情報共有・連携のあり方について検討を行います。

（2）住民に対する広報・情報提供等のあり方

林野火災が広範に拡大した場合や道路交通やライフラインへの影響が危惧される場合の住民に対する火災の状況等の広報・情報伝達のあり方、居住区域に延焼する恐れがある場合の早急な危険区域の把握及び避難勧告・指示のあり方について検討を行います。

（3）UAVの活用可能性

林野火災における情報収集手段として、無人航空機（UAV）の一種であるカイトプレーンの活用可能性について検討を行います。

3 今後の予定

消防庁では、検討会の中で前述の検討項目について検討を行い、本年度中に報告書を取りまとめる予定です。

広域的な林野火災の発生時における消防活動体制のあり方検討会委員

（五十音順・敬称略）

内野 勝	大月市消防本部 消防課長
倉田 安生	福山地区消防組合消防局 警防部長
小坂 利夫	玉野市消防本部 消防署長兼消防本部警防課長
後藤 義明	独立行政法人森林総合研究所 気象環境研究領域チーム長
笹本 勝相	山梨県 総務部消防防災課長
佐渡 忠典	広島県 県民生活部危機管理総室長
重松 秀行	消防庁 国民保護・防災部防災課応急対策室長
瀬戸 宣久	林野庁 森林保護対策室長
田村 裕之	消防庁消防大学校消防研究センター 火災災害調査部調整官
深澤 雅貴	防衛庁 運用企画局事態対処課 国民保護・災害対策室長
藤田由紀夫	気象庁 予報部予報課防災気象官
村上 直実	香川県 防災局危機管理課長
山崎 一樹	消防庁 予防課特殊災害室長
山下 邦博	元消防庁消防研究所（現消防大学校消防研究センター） 第一研究部長（消防庁消防大学校客員教授）

「高規格の救急自動車標準使用検討報告書」について

救急企画室

1 背景

平成3年8月の救急救命士制度の創設以来、消防庁では高度な応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する高規格の救急自動車(以下「高規格車」という。)の導入を推進してきたところです。各消防本部では救急自動車の増強・更新に際して高規格車の導入が積極的に図られており、今は全体の6割くらいが高規格車になっています。一方、高価な高規格車を導入する場合の財源確保は年々厳しい状況となっており、新たな対応策を講ずる必要性が求められています。

救急自動車には各消防本部独自の様々な仕様が存在し、購入に際しては様々な様式の調達仕様書を作成し発注する方法がとられてきたことなどから、導入コストの低減が難しい状況が生じていました。

このような諸問題を踏まえ、高規格車の一層の導入促進に資する観点から、高規格車の導入コストの低減を実現する上で有効と考えられる「標準的な仕様」の構築を目的として、財団法人日本消防設備安全センターにおいて「高規格救急自動車標準仕様検討委員会」が設置され、課題の整理及び高規格車を調達する際の標準的な仕様書のあり方等について検討が行われてきたところであり、この度、検討会報告書がまとめられました。

2 標準的な仕様(車両構造)の必要性

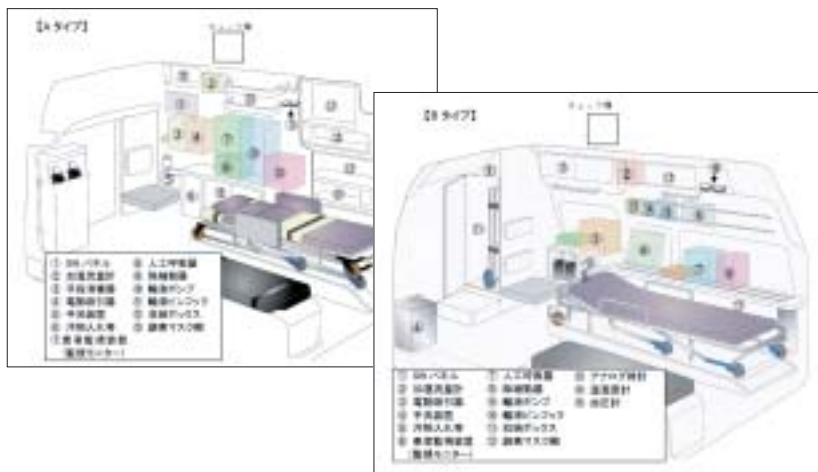
「標準的な仕様」の具現化は、整備コストの低減化に最も効果的と考えられ、その検討にあたっては、全国に共通する仕様のあり方に関して、発注者側・受注者側それぞれの実益を重視することはもとより、傷病者への迅速・適切な対応や救急業務全般の安全性にも十分に配慮しました。

救急業務自体は、総じて国の方針や全国消防長会との連携下で全国的にほぼ同様の活動実態にあります。また、高規格車の大半は救急業務実施基準や消防防災設備整備費補助金交付要綱で定める規格に適合したものであり、高規格車の主要構成部も全国的にほぼ同様の形態となっています。

さらに、地域差や都市形態による比較では、各消防本部の考え方や管轄区域の実情に応じて、業務遂行上の差異や機器類の取付け、積載場所に若干の違いはあるものの、活動パターン自体は全国的に顕著な違いが無いことから、「標準的な仕様」の検討に際して都市形態や地域特性の違いを反映する必要性は極めて少ないものと判断されました。

3 標準的な発注仕様書の必要性

発注者側である各消防本部の実態調査結果では、個別に作成している発注仕様書の様式や記載要領等の作成手法が千差万別という実状にあり、特にぎ装の細部については、消防本部それぞれの独自性から、微妙な違いがあることが明らかになりました。この要因としては、各消防本部が積年の経験から、救急活動特有の迅速性・効率性・利便性等を考慮した様々な独自の工夫と改善を行ってきた経緯があり、



資器材収納庫内の標準的な配置レイアウト(例)

これらの創意とともに、新しく発売された業務機器が新たな高規格車の導入を機に、その都度仕様書に反映され、結果的に仕様の多種・多様化傾向に拍車をかけることとなっています。

また、車両メーカーが指摘する製造コスト低減化の阻害要因としては、概ね次の点が挙げられています。

- ① ギ装に係る仕様の多種・多様化に伴い、仕様の内容精査や確認に日時を要し、また、手作り製造部品も多く、個別のオリジナルな仕様に対する開発工程の増大など、製造に係る作業全般の非効率を生じている。
- ② 契約後における仕様の変更や追加作業など、予測できない新たな付帯業務が発生するケースが多い。
- ③ 仕様が多種・多様に渡るため、ギ装部品の準備など生産を前もって計画的に進めることが困難な実情にあり、かつ、受注時期が年度の中期から後期に集中しているため、年間を通した作業の繁閑差が極端に大きく、この点が製造コスト(人件費)に影響している。

4 標準仕様の検討

検討作業では、全国的に採用頻度の高い仕様をベースとして、仕様の細部に微妙な違いのある個別部位を抽出しました。

検討の結果、標準化が必要とされる車両の部位を、①灯火類、②運転室、③傷病者室、④機器類収納部に大別し、さらに各部位ごとに複数のレイアウト仕様を検討して例示することとしました。

この部分的なレイアウトの組合せによる手法を標準仕様として将来的に定着させて行くためには、概ね次の点に留意する必要があります。

① 標準仕様の普及方策

今般策定した「高規格の救急自動車の調達仕様書(案)」は、今後、各消防本部において共通の認識の下で高規格車の発注業務に活かされることが必要である。

そのためにも当該仕様書について、消防庁、全国消防長会などの機関において全国的に周知され、理解を得て頂

くことが求められる。

② 業務機器に関する情報の共有化

新たな機器類を装備する際は、ギ装作業に影響する場合があるのでメーカー側は予め機器の形状・寸法等を把握して、ギ装作業の効率化を図る必要があるため、機器類の開発・販売メーカーは、ギ装メーカーも含めた新製品に関する情報の共有化を図るための対応策が必要と考えられる。

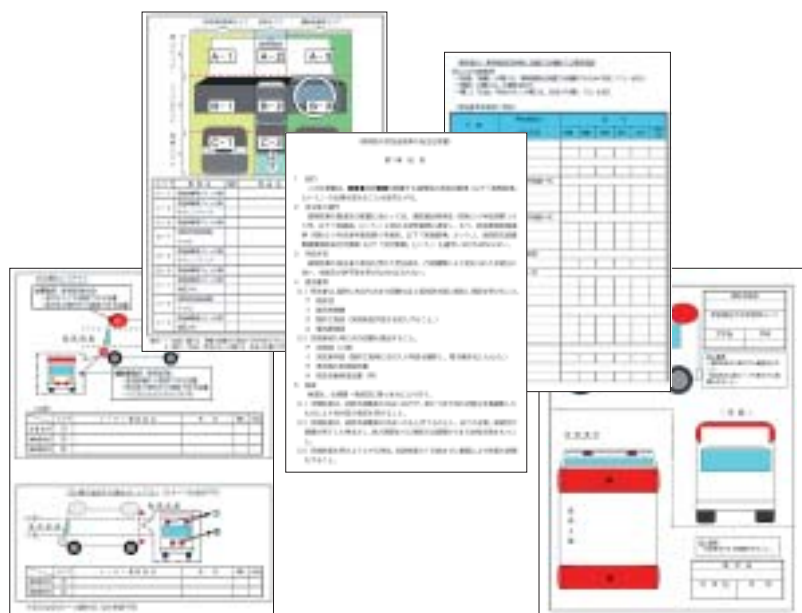
③ 標準仕様書の改訂

策定した仕様書は絶対無二のものではなく、今後も、新たな企業の新規参入や技術の導入にあたって真摯に適宜見直しを行い、全国の消防本部に周知する必要がある。

④ 協議機関の設置

標準仕様の定常的な見直し、新たな技術導入と新機種の活用、薬剤投与の問題や感染症対策など、救急業務に関する画一的な対応策を検討するための協議機関の設置が必要と考えられる。

以上の検討経緯により、標準仕様の取りまとめ作業を完了したのですが、この仕様モデルは固定的なものではなく、必要に応じた適宜見直しの過程でその時代に即した内容の精度を高めつつ、発注者側・受注者側双方の実益に即した標準的な仕様スタイルとして早期に定着し、救急車両の整備コスト低減に資することに期待するものです。



標準的な発注仕様書(例)

平成18年度原子力総合防災訓練について

防災課

平成18年10月25日(水)、26日(木)の2日間、愛媛県伊方町の四国電力株式会社伊方発電所を対象として「平成18年度原子力総合防災訓練」が実施されました。

この訓練は、原子力災害対策特別措置法にもとづき、国、地方公共団体、原子力事業者等が一体となり、関係機関の機能の確認及び防災関係機関相互の協力の円滑化を図ることなどを目的として実施されるもので、本年度の訓練は、総理官邸において、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部の設置運営訓練、また、現地においては、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)での原子力災害合同対策協議会の設置、運営訓練及び地域住民等の避難誘導、避難所設営、緊急被ばく医療活動訓練等が実施されました。

緊急被ばく医療活動訓練においては、八幡浜地区施設事務組合消防本部救急隊により、伊方発電所で発生した

被ばく患者2名の1次被ばく医療機関(市立八幡浜総合病院)及び2次被ばく医療機関(愛媛県立中央病院)への搬送が行われるとともに、そのうちの1名を松山市消防局救急隊及び緊急消防援助隊として参加した広島市消防局のヘリコプターにより、3次被ばく医療機関(広島大学付属病院)への搬送訓練が行われました。

また、広島市消防局のヘリコプターは、伊方発電所上空から情報収集を行うとともに、被災地の映像を総理官邸で行われた原子力災害対策本部会議に提供しました。

消防庁においては、原子力災害対策本部会議、原子力災害合同対策協議会等に参加したほか、消防庁現地対策本部を緊急事態応急対策拠点施設に設け、政府原子力災害現地対策本部及び消防機関等の関係機関と連携して緊急時の通信連絡、情報収集・伝達訓練等を実施しました。



原子力災害合同対策協議会の状況



松山市消防局救急隊から広島市消防局航空隊への患者引き継ぎ(松山空港)



消防機関のオフサイトセンターにおける訓練風景



広島市消防ヘリへの被ばく患者収容

第20回全国消防操法大会

財団法人 日本消防協会

消防団の日頃の訓練の成果について消防用器具の操法を競う、第20回全国消防操法大会が、さる10月19日(木)午前9時から兵庫県立広域防災センターにおいて開催されました。

本大会においては、いかなる状況下においても、迅速、確実、かつ安全に行動できるよう、本業の多忙な中で寸暇を割いて訓練を重ね、技術の習得に励んでいる全国の消防団の中から、各都道府県の代表としてポンプ車の部24隊、小型ポンプの部23隊が参加しました。

今大会は、阪神・淡路大震災から10年を経過した後、開催される大会であることから、初めて首都圏を離れ、兵庫県で開催され、NHK衛星第2テレビや総合テレビにおいて大会の様子が放映されました。

当日は、秋晴れのもと気温も応援団の熱気もぐんぐんあがり、各出場隊は日頃の成果を発揮すべく、機敏に操法を実施しました。

大会結果は次のとおりで、優勝団体には、消防庁長官賞等が授与されました。

小型ポンプの部

優勝	出雲市出雲消防団	(鳥根県)
準優勝	神河町消防団	(兵庫県)
準優勝	岡山市消防団	(岡山県)
準優勝	豊田市消防団	(愛知県)
優良賞	神戸町消防団	(岐阜県)
優良賞	昭和村消防団	(群馬県)
優良賞	大森消防団	(東京都)
優良賞	知覧町消防団	(鹿児島県)
優良賞	十和田市消防団	(青森県)
優良賞	吉野町消防団	(奈良県)

ポンプ車の部

優勝	能登町消防団	(石川県)
準優勝	常総市石下消防団	(茨城県)
準優勝	仁淀川町消防団	(高知県)
準優勝	茅野市消防団	(長野県)
優良賞	久山町消防団	(福岡県)
優良賞	三朝町消防団	(鳥取県)
優良賞	大潟村消防団	(秋田県)
優良賞	壱岐市消防団	(長崎県)
優良賞	大井川町消防団	(静岡県)
優良賞	観音寺市消防団	(香川県)



大会が開催された兵庫県立広域防災センター



高部正男消防庁長官より表彰旗を授与



大野松茂総務副大臣の挨拶



操法大会の様様

消防防災分野における国際交流

参事官

① 集団研修の実施

消防庁では独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携・協力し、開発途上諸国に対する技術協力の一環として、東京消防庁、大阪市消防局及び北九州市消防局の協力のもと、指導者としての知識・技術を移転することを目的に集団研修を実施しています。

今年度は火災予防技術コースに7カ国7名、救急救助



救急救助技術コース総合訓練

技術コースに9カ国10名、消火技術コースに9カ国10名の研修生を受入れ実施しました。

気候、習慣の異なる中で約2カ月間に及ぶ研修を修了した研修生は、習得した知識・技術を活用して自国の消防行政の発展に寄与することを誓い、帰国の途に就きました。



消火技術コース総合訓練

② 中華人民共和国国務院職員による防災体制研修

中華人民共和国の王守興副主任（国務院緊急対応管理辦（べん）公室）を代表とする国務院職員等11名は、10月22日から28日までの間、日本の防災体制の研修を目的として来日しました。

23日には消防庁へ表敬訪問し、当庁の消防防災・危機

管理センターの運営システムの視察や、地域住民、消防職員等がインターネットを活用して学習する「防災・危機管理e-カレッジ」の紹介、及び自主防災組織の概要等の説明を受けました。

③ トルコ共和国内務省事務次官が消防庁を表敬訪問

トルコ共和国内務省事務次官サハベッティン・ハルプトゥ氏とイスタンブール県知事モアメル・グレル氏の両名は、11月5日から11日までの間、わが国の防災行政の経験や課題についての理解を深めるため来日しました。

6日には消防庁長官を表敬訪問し、消防庁の幹部職員と意見交換を行い、交流を深めるとともに、「災害発生時における消防庁の役割」等の説明を受け、活発な議論が行われました。

第54回全国消防技術者会議開催報告

消防大学校 消防研究センター

さる11月1日(水)から2日(木)に、第54回全国消防技術者会議が東京都港区虎ノ門のニッショーホールにて開催されました。この会議は、消防防災の科学技術に関する調査研究、機器の開発、技術開発等の成果を発表し、消防関係者間での意見の交換を行うことを目的として、昭和28年より消防庁消防研究所、独立行政法人消防研究所時代を通じて毎年開催されています。本年は、全国より、延べ760人に及ぶ消防職員や消防防災関係者の参加を得て開催されました。

開催初日は、室崎益輝消防研究センター所長、大石利雄消防庁次長の挨拶(写真1)の後、駒宮功額特定非営利活動法人災害情報センター理事より「火災・中毒などの化学災害に関する話題」と題して、貯留可燃物の自然発火、高地における火災時に発生する有毒ガス、高酸素濃度環境における火災事例等について講演いただきました(写真2)。

初日の午後より、消防防災科学技術推進戦略の策定についての講演(消防技術政策室)があり、その後より2日目にかけて、全国の消防職員などから計22件の一般発表がありました(写真3)。また、2日目の昼休みの時間に、開発した機器等を展示しながら機器等の使用方法や性能等について説明する展示発表が4件行われ、発表者と会議参加者との間で活発な意見の交換が行われました(写真4)。本年のプログラムについては消防研究センターホームページ(<http://www.fri.go.jp/cgi-bin/hp/index.cgi>)をご参照ください。

今回は平成19年10月18日(木)、19日(金)の両日に、今回と同じニッショーホールにて開催を予定しています。発表・参加の募集ならびにプログラムにつきましては、後日、消防研究センターのホームページ(<http://www.fri.go.jp>)等でご案内させていただきます。



写真1 大石次長挨拶



写真2 駒宮理事による特別講演



写真3 一般発表における会場風景



写真4 展示発表

平成18年秋の消防関係叙勲並びに褒章伝達式

総務課

平成18年秋の叙勲伝達式（11月8日（水）、ニッショーホール）、第7回危険業務従事者叙勲伝達式（11月15日（水）、新高輪プリンスホテル「飛天」）並びに平成18年秋の褒章伝達式（11月16日（木）、虎ノ門パストラルホテル「鳳凰西」）が、それぞれ盛大に挙行されました。

叙勲を受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等から防御するとともに消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展に貢献し、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者の方々であり、また褒章を受章された方々は、永年にわたり消防防災活動並びに消防関係業界の業務に精励し、消防の発展に大きく寄与された方々です。それぞれの受章者数は、秋の叙勲458名、第7回危険業務従事者叙勲623名及び秋の褒章33名です。

伝達式終了後、受章者及び配偶者は皇居において、天皇陛下に拝謁し、お言葉を賜りました。

なお消防関係者の勲章別受章者数は次のとおりです。

平成18年秋の叙勲

瑞宝小綬章	12名
旭日双光章	3名
瑞宝双光章	104名
瑞宝単光章	339名

第7回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章	127名
瑞宝単光章	496名

平成18年秋の褒章

黄綬	1名
藍綬	32名



秋の叙勲伝達式において代表受領される石馬武氏



危険業務従事者叙勲伝達式において代表受領される眞野時夫氏



秋の褒章伝達式において代表受領される星野義夫氏

平成18年度消防設備保守関係功労者及び優良消防用設備等表彰式

予防課

消防庁では、さる平成18年11月10日(金)に、虎ノ門パストラル(東京都港区虎ノ門4-1-1)において、「平成18年度消防設備保守関係功労者及び優良消防用設備等表彰式」を執り行いました。

式典では、高部正男消防庁長官から各受賞者へ表彰状が授与され、閉式後には記念写真の撮影及び祝賀会が行われました。

各表彰の概要及び受賞者は以下のとおりです。
(写真右は、表彰式の模様)



消防設備保守関係功労者表彰

消防設備保守関係功労者表彰は、消防用設備等の設置や維持管理の適正化を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を消防庁長官が表彰することにより、消

防設備保守関係業界の健全な発展が図られることを目的とするもので、昭和60年度から実施しています。

【受賞者 15名】

高橋 一雄 株式会社ヤマト防災サービスセンター 代表取締役社長	岡本 徳昭 大春商事株式会社 代表取締役社長
中川 勝義 エース産業株式会社 代表取締役	里田 龍昭 株式会社里田防災商会 代表取締役社長
竹森 久男 竹森電設株式会社 代表取締役	片山 廣洋 有限会社片山電気工業所 代表取締役
米沢 寛 米沢電気工事株式会社 代表取締役社長	津島 進一 津島電工株式会社 代表取締役社長
竹内 清志 紫光産業株式会社 代表取締役社長	秋澤 文雄 乾防災株式会社 取締役専務
降矢 市郎 大進電気有限会社 代表取締役社長	児島千久男 株式会社ヤナセファイテック 会長
宮下 恒夫 サンコー特機株式会社 代表取締役	上田精一郎 共栄設備工業株式会社 代表取締役社長
	仲里 政幸 沖縄ナショナル特機株式会社 代表取締役会長

優良消防用設備等表彰

優良消防用設備等表彰は、他の模範となる優れた特殊消防用設備等や消防防災システムの設置者、設計者、開発者、施工者を消防庁長官が表彰することにより、高度な消防防災技術の開発、普及を促進し、防火対象物の防火安全性を向上さ

せることを目的とするもので、昭和63年度から実施していた優良消防防災システム表彰に代わって平成16年度から実施しています。

【表彰対象 7件】

件名	設置者	設計者	開発者	施工者
イオン喜連瓜破ショッピングセンター	イオン株式会社	株式会社竹中工務店 大阪一級建築士事務所	株式会社竹中工務店 技術研究所	株式会社竹中工務店 大阪本店
住友スリーエム株式会社本社ビル	住友スリーエム株式会社	—	株式会社コーアツ	株式会社コーアツ
山形スリーエム株式会社第1工場	山形スリーエム株式会社	—	—	—
大宮駅	東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社	東日本旅客鉄道株式会社 東京電気工事事務所 東日本旅客鉄道株式会社 東京工事事務所 一級建築士事務所	—	能美防災株式会社
リットシティビル	リットシティビル管理組合	大成建設株式会社 一級建築士事務所	—	—
NEC玉川ルネッサンスシティ	NECファシリティーズ株式会社	株式会社日建設計	—	—
東京ビルディング	三菱地所株式会社 株式会社三菱東京UFJ銀行 東日本旅客鉄道株式会社	株式会社三菱地所設計	—	—

全国火災予防運動ポスター感謝状授与式

予防課

平成18年10月30日(月)に、全国火災予防運動ポスターのモデルである上野真未さんに対して、消防庁長官感謝状の授与を行いました。

消防庁長官の感謝状は、消防の発展に貢献し、その功績が顕著な方に授与することとしています。

上野さんは、現在テレビドラマ・CM等で活躍され、多忙なスケジュールの中、ポスターのモデルとして積極的にご協力頂き、今回の感謝状の授与となりました。作成されたポスターは消防機関等を通して、11月9日(木)か

ら15日(水)まで実施された秋季全国火災予防運動期間中、全国各地に掲出され、国民の防火意識の高揚に大いに貢献しました。

現在、平成19年春季全国火災予防運動に向けて、今回とは違う新しい上野さんのポスターの作成を行っておりますので、都道府県、消防本部、関係団体等におかれましては、これらを活用して積極的な火災予防意識の啓発を図っていただくようお願いします。



高部正男長官から上野真未さんに感謝状を授与



平成18年秋季全国火災予防運動ポスター

緊急消防援助隊情報

応急対策室

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」にもとづき、都道府県と市町村の協力を得て、緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を図るため毎年全国6ブロックで実施しています。

今月は今年度各ブロックで行われた合同訓練のうち、中国・四国及び北海道・東北地域の実施状況を紹介します。

平成18年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練について

倉敷市消防局

平成18年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練を、岡山県倉敷市玉島において実施しました。

1. 開催日 平成18年10月18日(水)・19日(木)

2. 実施場所

野営訓練会場 岡山県倉敷市玉島乙島玉島の森

夜間訓練会場 岡山県倉敷市玉島乙島8253-2
中国電力株式会社 玉島発電所

合同訓練会場 岡山県倉敷市玉島乙島
玉島5号埠頭北側空地

3. 参加機関

総務省消防庁、中国・四国ブロック緊急消防援助隊登録51消防(局)本部 96隊、全国消防長会中国支部・四国支部、岡山県消防長会、陸上自衛隊日本原駐屯地第13特科隊、第六管区海上保安本部水島海上保安部・広島航空基地、岡山県警察本部、日本赤十字社岡山県支部、川崎医科大学附属病院、水島コンビナート地区保安防災協議会、倉敷市消防団

4. 実施内容

第1日目 10月18日(水)

図上訓練(県庁)情報連絡訓練、参集訓練、事前訓練、図上訓練(合同訓練会場)、野営訓練、夜間訓練

第2日目 10月19日(木)

開会式、合同訓練(先遣隊活動訓練、災害情報処理訓練、調整本部設置訓練、指揮本部設置訓練、指揮支援本部設置訓練、ヘリTV情報収集訓練、大規模災害応急救護所開設訓練、座屈ビル対応訓練・木造倒壊建物救出訓練、トンネル内多重衝突事故救出訓練、津波災害対応訓練、高層建築物・ヘリ救出搬送訓練、BC災害対応訓練、危険物火災対応訓練、遠距離送水消火訓練・ヘリ空中消火訓練)、閉会式

5. 主な訓練項目の具体的内容

(1) 図上訓練(県庁)

緊急消防援助隊調整本部設置運営に係る図上訓練で、県庁内に設置した調整本部において、ロールプレイング方式により消防庁派遣職員、指揮支援部隊長、消防本部からなる構成

員が、派遣部隊との通信連絡調整や部隊配置などを行いました。

(2) 夜間訓練

寺村映消防庁審議官の激励巡視を受けた後、中国電力株式会社 玉島発電所の発電所タービン建屋(高さ約28メートル・6階)を活用し、地震により高層建築物で発生した火災を想定して、梯子隊による要救助者の救出及び梯上放水並びにトリアージ・応急処置など夜間における消火・救急・救助各部隊の連携活動訓練を実施しました。

(3) 合同訓練

今回の訓練は、大規模地震による様々な被害を想定し、消防隊相互間及び他機関との連携訓練を行い、広域緊急体制を再確認するとともに岡山県における緊急消防援助隊受援計画の総合的な検証を行いました。

調整本部設置訓練では、消防庁、岡山県、広島市消防局(指揮支援部隊長)、岡山市消防局、倉敷市消防局、岡山県警察本部の訓練参加機関が、会場内に設置した調整本部において、緊急消防援助隊の出場等の調整を実施しました。先遣隊活動訓練では、岡山県警オフロードバイク隊による被害状況の収集活動や、ヘリコプターによる被害状況の確認・報告活動を行いました。また、木造倒壊建物訓練でも岡山県警レスキュー隊と連携した負傷者の救出活動を実施しました。応急救護所



開設訓練では、日赤岡山県支部・川崎医大から派遣された医療チームによるトリアージ活動を実施、トンネル内多重衝突訓練では、消防団員等による、救出・救護活動を行いま



した。津波災害訓練では、消防艇と海上保安部巡視艇が救出した漂流者を、ヘリコプターにより搬送、BC災害訓練では、自衛隊の化学防護車・除染車による除染活動を実施しました。さらに、危険物火災対応訓練では、仮設タンク上で実燃焼を行い、高所放水車による消火活動とともに、コンビナート防災要員による土のう積み、消防艇によるオイルフェンス展開も併せて実施しました。

6. 緊急消防援助隊合同訓練を終えて

この度の合同訓練に際し、消防庁はじめ岡山県、全国消防長会中国支部・四国支部及び中国・四国各消防本部さらには本訓練にご協力いただきました各関係機関の皆様のご指導、ご支援により、成功裏のうちに終了しましたことに深く感謝を申し上げまして、お礼とさせていただきます。

平成18年度緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練について 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

平成18年度緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練を青森県八戸市において実施しました。

- 1. 実施日 平成18年10月19日(木)・20日(金)
- 2. 実施場所 青森県八戸市豊洲 ポートアイランド
- 3. 参加機関

総務省消防庁、北海道・東北ブロック緊急消防援助隊登録64消防(局)本部、北海道防災航空隊、岩手県防災航空隊、秋田県消防防災航空隊、山形県消防防災航空隊、青森県防災航空隊、陸上自衛隊八戸駐屯地、海上自衛隊八戸航空基地第二航空群、第二管区海上保安本部八戸海上保安部、青森県八戸警察署、八戸市医師会、日本赤十字社青森県支部、八戸圏域水道企業団

合計 参加部隊150隊 参加人員594名(消防機関以外からの参加も含む)

4. 実施内容

第1日目 10月19日(木)

情報収集訓練、情報電送訓練、情報伝達訓練、部隊集結訓練、図上訓練、野営訓練、夜間訓練

第2日目 10月20日(金)

情報収集訓練、情報電送訓練、応援部隊指揮訓練、特殊(BC)災害救出救護訓練、救護所設置運用訓練(傷病者トリアージ訓練・傷病者ヘリコプター搬送訓練)、水難事故救出救護訓練、倒壊物下敷き車両救出救護訓練、多重衝突事故救出救護訓練、倒壊建物救出救護訓練、高速道路崩壊事故救出救護訓練、列車転覆事故救出救護訓練、土砂崩れ災害救出救護訓練、座屈ビル救出救護訓練、高層建築物救出救護訓練、遠距離送水・延焼阻止線設定訓練、終了式

5. 主な訓練の具体的内容

(1) 情報伝達訓練

青森県東方沖南部を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生、八戸市及びおいらせ町で震度6弱を観測し、その被害は甚大でライフラインが途絶しているとの想定で行い、地域衛星通信ネットワークを利用し県知事への緊急消防援助隊の応援要請及び県内消防相互応援協定にもとづく県代表消防本部

への応援要請を行いました。また、各応援部隊の参集状況はインターネットを活用して、各関係機関での情報の共有化を試みました。



(2) 図上訓練

緊急消防援助隊の応援要請や緊急消防援助隊運用要綱にもとづく青森県緊急消防援助隊受援計画等の実効性について検証するため、緊急消防援助隊応援要請訓練、緊急消防援助隊調整本部設置運用訓練、緊急消防援助隊指揮支援本部設置運用訓練等の図上訓練を行いました。

(3) 夜間訓練

この訓練は、車両3台の衝突事故により要救助者2名がいるとの想定で、夜間のため救助工作車8台の一斉照射のもとで実施しました。また、訓練の状況は光ファイバー回線を利用して、合同訓練推進協議会の会議会場にリアルタイムで放映しました。

6. 訓練を終えて

北海道・東北ブロックでの合同訓練は、昨年、一昨年と災害の発生等により中止あるいは規模縮小を余儀なくされましたが、今年度は、北海道・東北ブロックにおける応援、受援体制について改めて総合的な検証を行うことができ、大きな成果が得られたものと考えています。



消防庁、北海道・東北ブロック各道県、全国消防長会北海道支部、東北支部並びに参加各消防本部のご支援、ご協力により成功裏に終了することができましたことに深く感謝申し上げます。



した。津波災害訓練では、消防艇と海上保安部巡視艇が救出した漂流者を、ヘリコプターにより搬送、BC災害訓練では、自衛隊の化学防護車・除染車による除染活動を実施しました。さらに、危険物火災対応訓練では、仮設タンク上で実燃焼を行い、高所放水車による消火活動とともに、コンビナート防災要員による土のう積み、消防艇によるオイルフェンス展開も併せて実施しました。

6. 緊急消防援助隊合同訓練を終えて

この度の合同訓練に際し、消防庁はじめ岡山県、全国消防長会中国支部・四国支部及び中国・四国各消防本部さらには本訓練にご協力いただきました各関係機関の皆様のご指導、ご支援により、成功裏のうちに終了しましたことに深く感謝を申し上げまして、お礼とさせていただきます。

平成18年度緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練について 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

平成18年度緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練を青森県八戸市において実施しました。

- 1. 実施日 平成18年10月19日(木)・20日(金)
- 2. 実施場所 青森県八戸市豊洲 ポートアイランド
- 3. 参加機関

総務省消防庁、北海道・東北ブロック緊急消防援助隊登録64消防(局)本部、北海道防災航空隊、岩手県防災航空隊、秋田県消防防災航空隊、山形県消防防災航空隊、青森県防災航空隊、陸上自衛隊八戸駐屯地、海上自衛隊八戸航空基地第二航空群、第二管区海上保安本部八戸海上保安部、青森県八戸警察署、八戸市医師会、日本赤十字社青森県支部、八戸圏域水道企業団

合計 参加部隊150隊 参加人員594名(消防機関以外からの参加も含む)

4. 実施内容

第1日目 10月19日(木)

情報収集訓練、情報電送訓練、情報伝達訓練、部隊集結訓練、図上訓練、野営訓練、夜間訓練

第2日目 10月20日(金)

情報収集訓練、情報電送訓練、応援部隊指揮訓練、特殊(BC)災害救出救護訓練、救護所設置運用訓練(傷病者トリアージ訓練・傷病者ヘリコプター搬送訓練)、水難事故救出救護訓練、倒壊物下敷き車両救出救護訓練、多重衝突事故救出救護訓練、倒壊建物救出救護訓練、高速道路崩壊事故救出救護訓練、列車転覆事故救出救護訓練、土砂崩れ災害救出救護訓練、座屈ビル救出救護訓練、高層建築物救出救護訓練、遠距離送水・延焼阻止線設定訓練、終了式

5. 主な訓練の具体的内容

(1) 情報伝達訓練

青森県東方沖南部を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生、八戸市及びおいらせ町で震度6弱を観測し、その被害は甚大でライフラインが途絶しているとの想定で行い、地域衛星通信ネットワークを利用し県知事への緊急消防援助隊の応援要請及び県内消防相互応援協定にもとづく県代表消防本部

への応援要請を行いました。また、各応援部隊の参集状況はインターネットを活用して、各関係機関での情報の共有化を試みました。



(2) 図上訓練

緊急消防援助隊の応援要請や緊急消防援助隊運用要綱にもとづく青森県緊急消防援助隊受援計画等の実効性について検証するため、緊急消防援助隊応援要請訓練、緊急消防援助隊調整本部設置運用訓練、緊急消防援助隊指揮支援本部設置運用訓練等の図上訓練を行いました。

(3) 夜間訓練

この訓練は、車両3台の衝突事故により要救助者2名がいるとの想定で、夜間のため救助工作車8台の一斉照射のもとで実施しました。また、訓練の状況は光ファイバー回線を利用して、合同訓練推進協議会の会議会場にリアルタイムで放映しました。

6. 訓練を終えて

北海道・東北ブロックでの合同訓練は、昨年、一昨年と災害の発生等により中止あるいは規模縮小を余儀なくされましたが、今年度は、北海道・東北ブロックにおける応援、受援体制について改めて総合的な検証を行うことができ、大きな成果が得られたものと考えています。



消防庁、北海道・東北ブロック各道県、全国消防長会北海道支部、東北支部並びに参加各消防本部のご支援、ご協力により成功裏に終了することができましたことに深く感謝申し上げます。



OSAKA

大阪府 枚方寝屋川消防組合消防本部



大阪府 枚方寝屋川消防組合
消防本部
消防長 榎本 志郎

安心・安全を基本に、 学園都市・元気都市を目指すまち

当消防組合は、枚方・寝屋川両市を構成市として組織されています。

枚方市は、大阪市と京都市のほぼ中間にあって、古くから交通の要所として発展し、江戸時代には大坂、京都を結ぶ京街道の宿場町として栄えました。近代になると近郊農村から住宅のま

ちへ徐々に変ぼうを遂げ、戦後は大規模な住宅団地の開発により人口は急増しました。また近年、市内に6



枚方宿鍵屋（枚方市）

つの大学が所在し、21世紀の新たなまちのイメージとして「学園都市」を目指しています。

寝屋川市は枚方市の南側、大阪市寄りにあります。当市の歴史も古く、市域の丘陵部には旧石器時代の遺跡や文化財が点在し、室町時代の民話「鉢かづき姫」の発祥



石宝殿古墳（寝屋川市）

の地と言われていませす。戦後の経済発展とともに都市化が進みましたが、現在でも自治会、子ども会活動などが活発で、市民と市が協働した

まちづくり「元気都市・ねやがわ」を推進しています。

当消防組合は、昭和23年消防組織法の制定に伴い、枚方市外3か町消防本部として発足、その後、昭和26年に3か町の一つであった寝屋川町が、他町村と合併して寝

屋川市となったことから、名称を枚方寝屋川消防組合と改めました。管轄人口は約65万5,000人(枚方市約41万人、寝屋川市約24万5,000人)、管轄面積は約90km²(枚方市65km²、寝屋川市25km²)です。そのうち約87%は市街地で、地形的には東西約10.7km、南北約17.7kmと南北にやや長く、西側の他市との境界線に沿って一級河川の淀川が大阪湾に向かって流れています。

当消防組合は、管内に3署16出張所を配置し、700人の消防職員で市民の生命・財産を守っています。しかし、高齢化の進展や、都市構造の変化に伴い、災害の形態も複雑多様化し被害の拡大が懸念されるので、将来構想計画(16年度～20年度)を策定し、市民の視点に立った効率的、効果的な行財政運営に努めながら、安心して暮らせる、安全なまちづくりに取り組んでいます。



組合消防本部（枚方市）

おわりに

現在、全国的に展開されている消防・救急無線のデジタル化・共同化及び消防の広域化の推進に迅速かつ効果的に対応できるように、また地域住民の安心・安全の更なる確保に向け、構成両市の消防団、自主防災組織ならびに国民保護担当部局と連携を図りながら、組合消防としての責務を全うし、より効果的な消防体制の実現に向けて、消防業務に邁進してまいります。

日本版救急蘇生ガイドラインに基づく職員講習会を実施

所沢市消防本部

所沢市消防本部は10月23日と24日の2日間、本年8月に通知された「救急業務高度化推進検討会」報告書による日本版救急蘇生ガイドラインに基づく一次救命処置講習会を実施しました。講習会には、日頃救急現場に出場することの少ない消防本部の一般職員をはじめとする全職員55名が参加しました。講習会では救急救命士が講師となり、新しい心肺蘇生法の主な改正点や変更の目的の概要の説明を行いました。その後、AEDを使った実技指導を実施し、全員が新しい心肺蘇生法を習得しました。



職員講習会の様子

『身近な人を助けるために!』普通救命講習会を開催

横浜市安全管理局

横浜市安全管理局戸塚消防署は、毎月第2土曜日に戸塚区民を対象として、“身近な消防署で、土曜日にそして一人でも参加できる”をスローガンに普通救命講習会を開催しています。受講者は個人の他、夫婦、親子、友人同士等様々で、家族への応急処置に関する質問や初めてAEDに触れ、「思っていたよりやさしく、安心しました」といった声が聞かれます。また、応急手当普及員の資格を持った区民からは救命講習会の手伝いの申し出があるなど、区民の中に救命の輪が広がりつつあります。



普通救命講習会の様子

消防通信 望楼 ぼうろう

カードで学ぶ「ぼうさいダック」を実施

呉市消防局

呉市消防局西消防署本通出張所は10月30日、管内の幼稚園でカードを使って遊びながら防災知識を身に付けるユニークな防災訓練を行いました。イラストカードは「ぼうさいダック」といい、表には地震、火事等の災害のイラスト、裏には、アヒル(ダック)やタヌキといった動物等が「頭を守る」「濡れたハンカチを口にあてる」等の身を守るポーズが描かれています。当日は、保育士が地震のカードを掲げると、園児が頭を抱えてしゃがみ込むなど、実際に身体を動かし、声を出しながら防災知識を学びました。



参加型ぼうさいゲームを楽しむ園児たち

防犯・防火パトロール隊を発足

大隅肝属地区消防組合消防本部

大隅肝属地区消防組合消防本部は9月1日、地域から犯罪を減らし無くすための推進活動の一助として、「防犯・防火パトロール隊」を発足しました。パトロール隊は、職員が社会活動への参加を通じ、地域防犯に対する認識を深め、住民が安心して安全に生活することができる地域社会の実現を目的としており、私用車両で地域を走行する際、「子供の安心・安全の見守り 防犯・防火パトロール中」と記したマグネット式ステッカーを貼付して抑止対策活動を繰り返し、防犯・防火を訴えていきます。



防犯・防火パトロール隊の発足式

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

消防大学校 だより

消防学校に対する支援施策について

消防大学校では、次のような消防学校に対する支援施策を行っています。

① 教育訓練では、新任消防長・学校長科において消防学校長に対する新任教育を、また新任教官科において消防学校教官に対する新任教育を行っています。

さらに、専科教育の各学科では教育指導者養成を主眼としており、教育技法を学び講義演習を実施しています。

② 消防学校の教官を特別研究生として受け入れ、消防学校における教育訓練についてカリキュラム見直し、教材作成のための研究の機会を提供しています。

③ 消防学校における教育内容の充実を図るため、講師派遣を行っており、平成18年度は、32府県77件の授業に対して講師派遣を予定しています。

④ 消防学校において使用する初任者用教科書の編集を行っており、平成18年4月現在22種類が発行されています。

これらのうち講師派遣については、先日、「平成19年度中の消防大学校講師派遣に係る要望提出について(依頼)」(平成18年11月10日付け消防大第192号)を発出し、12月15日(金)を締切として要望を受け付けています。平成19年度においては、「消防学校の教育訓練の基準」に適合するように科を新設する場合、教育内容の充実のため

授業数を増やす場合又は新たに先駆的な教育内容に取り組みたい場合については、これまでの要望枠に加えて個別に特別枠として要望を認め、優先的に講師を派遣することとしています。

災害の複雑多様化、住民ニーズの増大等、時代の進展に伴い、消防学校における教育訓練も高度な内容が求められています。各都道府県において消防大学校への計画的な学生派遣により教育訓練の講師適任者を確保するとともに、各消防学校においては、前記の施策を積極的に活用し、消防職員・団員への教育が円滑に実施されるようにご尽力願います。



「気管挿管講習」への講師派遣（岩手県消防学校で）

消防大学校成績優秀者

科名(期)	氏名	所属消防本部(都道府県)
救急科(第66期) 8月22日～10月25日 26名	片倉 哲也 室越 孝 北原 孝夫	石巻地区広域行政事務組合消防本部(宮城) 大田原地区広域消防組合消防本部(栃木) 伊那消防組合消防本部(長野)
幹部科(第3期) 9月13日～11月9日 52名	長縄 徹 高橋 邦彦 櫻井 久也 川口 裕史 近藤 信之 山口 賢司	札幌市消防局(北海道) 一関市消防本部(岩手) 東京消防庁(東京) 静岡市消防防災局(静岡) 尾三消防本部(愛知) 宇和島地区広域事務組合消防本部(愛媛)

文化財を火災から守ろう

予防課

文化財は貴重な国民共通の財産であり、火災による焼失等から保護し、後世に残すことは、私たち国民の極めて重要な責務です。

○1月26日は「文化財防火デー」

昭和24年のこの日は、世界的至宝で1300年の歴史を持つ日本最古の壁画が描かれた奈良県法隆寺金堂が焼損した日にあたります。その後も文化財の焼損が相次いだことから、消防庁と文化庁では、文化財を火災や震災、その他の災害から保護するとともに、国民一般の文化財愛護思想の普及高揚を図ることを目的として、昭和30年にこの日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開してきました。

昭和25年の文化財保護法制定以来、国指定の文化財が火災の被害を受けた例としては、昭和25年の京都市の金閣寺（鹿苑寺）、昭和31年の滋賀県の延暦寺大講堂、平成10年の奈良県の東大寺戒壇院千手堂などがあります。また、平成12年の京都市・寂光院の火災では、国の重要文化財「木造地藏菩薩立像」などが被害を受けました。

文化財防火は文化財の所有者・管理者だけで成し遂げられるものではなく、地域の住民や消防機関などが一体となって継続的に取り組むことが必要です。

貴重な文化財を守るため、次のことに配慮して、文化財防火に取り組んで下さい。

1. 防災訓練の実施

防災訓練を実施する際には、次の点に留意しましょう。

- (1) 消防機関への通報、初期消火、重要物件の搬出、避難誘導などの総合的な訓練を行うこと。
- (2) 見学者の多い木造建造物等にあっては、火の回りが早いことを考慮して避難誘導訓練を行うこと。
- (3) 消火訓練後は、使用した防火水槽への水の補給、消火器の消火薬剤の詰め替え等を忘れずに行うとともに、検討会を開催して、一層の改善に努めること。

2. 防災対策の推進

次の点に留意して防災対策の推進に努めましょう。

- (1) 文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即した消防計画の作成と計画にもとづく自衛消防組織等の防災体制の整備強化に努めること。
また、夜間等警備が手薄になる場合についてあらかじめ対策を講じておくこと。
- (2) たき火・喫煙等禁止区域内の巡視等を行い、喫煙や火遊びなどの火災危険要因の排除に努めること。
- (3) 文化財周辺地域の住民と防災のための連携を密にし、情報連絡体制及び通報体制の確立に努めること。
- (4) 消防用設備等の点検、整備の励行に努めること。
- (5) 消防機関による防火診断等を積極的に受けること。
- (6) 電気・ガス設備、火気使用箇所、可燃物・危険物の保管場所等の点検・整備に努めること。
- (7) 文化財周辺の環境の整理・整頓に努めること。
- (8) 震災時に消火栓等が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。
- (9) 震災等に対処するため、木造建築物等の点検及び応急資材の準備をしておくこと。
- (10) 避難路及び避難場所の点検及び整備に努めること。



周防国分寺金堂

(写真提供：山口県防府市消防本部)

「消火栓」や「防火水そう」などの付近は 駐車禁止です！

消防・救急課

皆さんは、「消火栓」や「防火水そう」をご存知ですか。これらは、消火活動には欠かすことのできない施設で、火災発生時に、消火に必要な水を消防隊に供給するものです。

「消火栓」や「防火水そう」は道路脇や歩道上などに設置されており、その位置を示すため、標識を掲げているもの、路上やフタにマーキングをしているものなどがあります。また、「消防水利」として指定されているプール、池、井戸、河川なども、消火活動に使用しています。

これらの消防水利等の周辺は、道路交通法で駐車が禁止されています。また、消防隊は定期的に調査や点検・整備を行い、いつでもどこで火災が発生しても、直ちに消火活動ができる体制をとっておりますが、火災発生時に、「消火栓」や「防火水そう」付近への違法な駐車車両が障害となり、消火活動を妨げるケースが発生しています。

違法な駐車は、一刻を争う消防活動の障害になります。皆様のご理解とご協力をお願いします。



**違法な駐車は、一刻を争う消火活動の
障害になります。**

(写真提供：徳島市消防局)

道路交通法で駐車を禁止している場所（消防関係）

1 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から5メートル以内の部分
- (2) 消防用防火水そうの吸水口もしくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3) 消防用防火水そうの側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (4) 指定消防水利（プール、池、井戸、河川等）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

2 その他

- (1) 消防用機械器具の置場（消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等）の側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (2) 火災報知機から1メートル以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

危険物安全週間推進標語募集中

危険物保安室

石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、国民生活に深く浸透し、その安全確保の重要性はますます増大しています。

このため、消防庁では、都道府県、市町村、全国消防長会及び財団法人全国危険物安全協会と共催で、関係諸団体の協賛の下に「危険物安全週間」を6月の第2週（平成19年度は6月3日（日）から6月9日（土）まで）に設定し、危険物関係事業所における自主保安体制の確立と、家庭や職場において危険物を取り扱う方々の危険物の安全の確保に関する意識の高揚及び啓発を推進していくこととしています。

この「危険物安全週間」を推進し、危険物の保安に対する意識の高揚を図るため、「危険物安全週間推進標語」を広く募集します。応募方法等は以下のとおりです。

最優秀作品は、危険物安全週間推進ポスターなどに使用します。

なお、平成19年度のポスターモデルは、メジャーリーガー（シカゴ・ホワイトソックス）の井口資仁選手を予定しています。

応募方法 郵便はがき又はインターネットによるものとします。

・郵便はがき応募の場合は、1枚につき標語を1点とします。

郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、電話番号を必ず明記してください。

※郵便はがき以外での応募や記入事項に不備がある場合は無効とします。

・インターネット応募の場合は、財団法人全国危険物安全協会ホームページ（次記あて先参照）をご覧ください。応募作品は、未発表のものに限ります。

応募資格 特に制限はありません。

締切 平成18年12月15日（月）必着

選考方法 関係行政機関、学識経験者等による標語審査委員会の厳正な審査によって行います。

賞

応募方法 1点 消防庁長官賞と副賞20万円

優秀作 1点 全国危険物安全協会理事長賞と副賞10万円

優良作 10点 記念品

※入選された場合はご本人に通知するとともに、消防庁及び財団法人全国危険物安全協会のホームページや関係新聞・機関誌等に発表します。

入選作品の著作権は主催者に帰属するものとします。

あて先 〒105-0001

東京都港区虎ノ門2丁目9番16号

日本消防会館5階

財団法人 全国危険物安全協会内

危険物安全週間推進協議会

電話 03（3597）8393

ホームページアドレス

<http://www.zenkikyo.or.jp>

過去の最優秀作品推進標語（ポスターモデル）

- 2年度 “まさか”より“もしも”で守ろう 危険物
(ゴルフ 日陰温子)
- 3年度 危険物 いつも本番 待ったなし
(競馬 武豊)
- 4年度 心、技、体、危険物には 真剣勝負
(サッカー 三浦和良)
- 5年度 危険物 その時その場が 正念場
(柔道 古賀稔彦)
- 6年度 一瞬の すきも許さぬ 危険物
(サッカー 松永成立)
- 7年度 確実な 攻守がきめての 危険物
(棋士 羽生善治)
- 8年度 危険物 むき合う心 いざ集中
(テニス 沢松奈生子)
- 9年度 気を抜くな 扱う相手は 危険物
(ラグビー 平尾誠二)
- 10年度 安全は 日々の気持ちの 積み重ね
(ゴルフ 芹澤信雄)
- 11年度 危険物 一手先読む 確かな点検
(囲碁棋士 梅沢由香里)
- 12年度 危険物 守りのかなめは 保守点検
(野球 古田敦也)
- 13年度 危険物 めざすゴールは 無災害
(水泳 田中雅美)
- 14年度 危険物 小さな油断も イエローカード
(サッカー フィリップ・トルシエ)
- 15年度 危険物 無事故の主役は あなたです
(女優 米倉涼子)
- 16年度 危険物 ゆるむ心の 帯しめて
(女子柔道 谷 亮子)
- 17年度 危険物 かさねる無事故の 金メダル
(女子マラソン 野口みずき)
- 18年度 自主点検 欠かさぬあなたに グランプリ
(F1レーサー 佐藤琢磨)

「消防防災科学技術研究推進制度」における 平成19年度研究開発課題の募集

消防技術政策室

消防庁では、平成19年度における消防防災科学技術研究推進制度に係る研究開発課題の募集を以下のとおり行うこととしましたのでお知らせします。

1. 制度の概要

「消防防災科学技術研究推進制度」は、消防防災科学技術の振興を図り、安心・安全に暮らせる社会の実現に資する研究を、提案公募の形式により、産学官において研究活動に携わる者等から幅広く募り、優秀な提案に対して研究費を助成し、産学官の連携を推進するとともに革新的かつ実用的な技術へ育成するための競争的研究資金制度です。

2. 今回募集対象となる課題

この制度は、消防防災が直面する課題解決を図るために、産学官各方面で埋もれている技術シーズを発掘・育成し、成果の社会・経済への還元を推進することを目的としています。したがって、技術開発に関する研究の内容が、我が国の直面する消防防災に係る課題の解決にとって、実用的な意義が大きいものであり、かつ、消防防災への波及効果が具体的に想定される、科学技術(自然科学及び人文・社会科学)に関する基礎的研究・応用研究・開発研究を公募の対象として、大きく次の3つのテーマに分けています。

(1) 現場対応ニーズ対応型研究開発

火災等の災害に対する消防防災活動や予防業務等における消防機関等のニーズを反映した、特に緊急性や迅速性が求められる課題に関する研究開発(消防機関が積極的に研究開発に関与し、1～2年で災害現場等の活動に配備可能なレベルに到達が見込まれる研究開発)

(2) テーマ設定型

あらかじめ設定した消防防災活動に資する研究開発テーマ(資機材等の開発に関するもの及び手法(システム、機材)の開発に関するもの)に関する研究開発

- ① 従来より長時間(*)連続使用可能で、重量は現在と同程度(*)の呼吸器具の開発

- ② 機械としての性能は維持しつつ、軽量化(*)を図った救助資機材の開発
- ③ 消防隊員が安全に活動できるために、一定量の放射線(*)を浴びた場合にそれが判断できる(変色、発光等)防護服等の開発
- ④ 従来の泡消火薬剤に比べ、形状安定性(*)を有する消火又は延焼拡大防止の薬剤等の開発
- ⑤ 従来と同程度の大きさで性能が大幅に改善された(*)高速切断器具の開発
- ⑥ 可燃性蒸気が存在する雰囲気下で使用可能な高速切断器具(*)の開発
- ⑦ 従来と同程度の大きさ(*)で性能が大幅に改善された(*)ジャッキ(類する器具を含む)の開発
- ⑧ 従来と同程度の大きさ(*)で性能が大幅に改善された(*)スプレッター(類する器具を含む)の開発
- ⑨ 震災時等に建築物等の倒壊現場のガレキ下深く(*)に埋まった生存者の有無及びその位置を迅速に特定するための手法の開発

(注) (*)は具体的な開発目標を明示すること。

(3) 消防防災分野全般を対象とする研究開発

上記(1)及び(2)以外の研究課題

3. 募集期間

平成18年12月1日(金)～平成19年1月31日(水)

4. 問い合わせ先

総務省消防庁消防技術政策室(消防研究センター内)
電話：0422(44)8331 (代表)

5. 公募要領等

公募要領等は、以下のURLからダウンロードしてください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_2.html

第10回消防防災研究講演会 —住宅火災の死者低減に向けて—

消防大学校 消防研究センター

主催

消防大学校消防研究センター

日時

平成19年1月26日(金) 10:00~15:45

会場

消防研究センター 本館大会議室 (3階)
東京都調布市深大寺東町4-35-3

参加費

無料
会場収容定員150名程度

発表課題 (予定)

(午前の部)

- (1) 改正消防法による住宅用火災警報器の設置義務化などについて
- (2) 住宅火災の初期火災の典型的パターンの抽出
- (3) 住宅初期火災の典型的パターンの再現実験
- (4) 実大規模における煙流動性状

(午後の部)

- (5) 長崎県グループホーム火災の概要と再現実験
- (6) 火災時避難安全のための警報・通報手法の開発
- (7) 住宅火災高リスクグループの実態とその動向

参加申込締切日

平成19年1月12日(金)
定員になり次第、締め切らせていただきます。

参加申込方法

次の事項を明記の上、次記あて先までFAXまたはE-mailにてお申し込み下さい。

- (1) 住所、氏名、職業 (団体名・企業名、所属)
連絡先電話番号・FAX番号
- (2) 参加予定区分「午前の部のみ」、「午後の部のみ」、
「午前・午後」

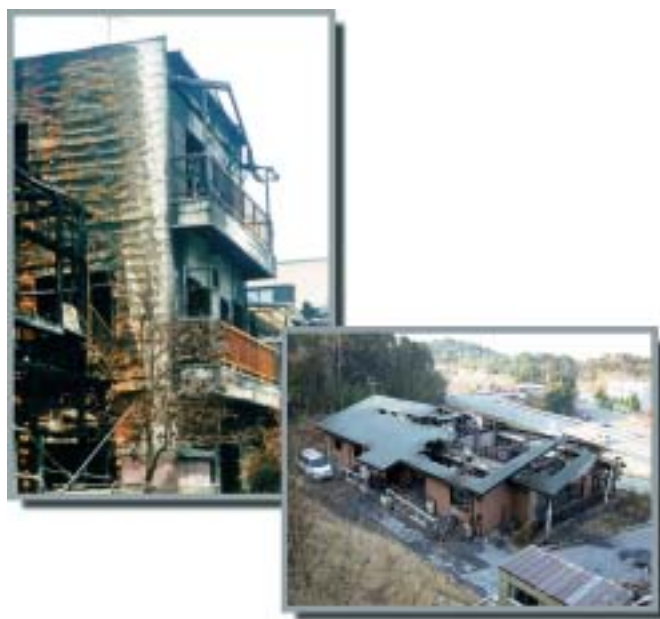
参加申込先

第10回消防防災研究講演会事務局宛
FAX: 0422-42-7719
E-mail: kouen10@fri.go.jp (申し込み専用)
※電話での申し込みは受け付けておりません。

問い合わせ

消防研究センター 研究企画部
電話: 0422-44-8331 (代表)
E-mail: toiwase2006@fri.go.jp
(問い合わせ専用)

※詳しい情報についてはホームページをご覧ください。
URL: <http://www.fri.go.jp/>



10月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第207号	平成18年10月 6日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 関係業界団体会長	消防庁危険物保安室長	危険物施設における変更許可申請等の適切な実施について
消防特第136号	平成18年10月 6日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における異常現象の通報の徹底について
消防危第209号	平成18年10月11日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について
消防参第118号 消防運第 30号	平成18年10月13日	各都道府県危機管理担当部局長	消防庁国民保護・防災部参事官 消防庁国民保護運用室長	テロ災害に関する緊急警戒について
消防危第213号 消防特第141号	平成18年10月13日	関係業界団体会長	消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長	テロ災害に関する緊急警戒について
消防救第139号	平成18年10月27日	各都道府県消防防災主幹部長	消防庁救急企画室長	福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の許可並びに運賃及び料金の取扱いについて
消防災第388号	平成18年10月27日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	消防団員確保相談窓口の設置について（通知）

広報テーマ

12 月		1 月	
①雪害に対する備え	防災課 消防・救急課	①文化財防火デー	予防課 防災課 消防・救急課
②消防自動車等の緊急通行時の安全確保 に対する協力の促進		② 1月17日は「防災とボランティアの日」	
	③消火栓の付近での駐車禁止		

編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)
電 話 03-5253-5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力／(株)近代消防社